総務常任委員会の記録

(町民課・吉野生支所)

招集年月日	令和5年9月5日(火)
招集の場所	松野町議会議場
開会	9月6日(水) 午前10時15分
閉 会	同 上 午前11時15分
出 席 委 員	山石 恭助、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、
	安西 博文、山田 寛二
欠 席 委 員	
付議事件説明	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫、
のため出席	課長 芝 吉彦、課長補佐 矢野 誠一、課長補佐 浦田 良香、
した者の職氏名	係長 岩城 洋子、係長 倉田 登史、係長 有馬 宗佑
職務のため出席	業へま数日氏 上の 土麻 まれ 図は 知まっ
した者の職氏名	議会事務局長 大谷 吉廣、書記 岡崎 智恵子
付 議 事 件	1 議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第3号)」
	2 認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定に
	ついて」
	3 認定第2号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出
	決算の認定について」
	4 認定第5号「令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会
	計歳入歳出決算の認定について」
	5 認定第7号「令和4年度度松野町後期高齢者医療保険事業特別
	会計歳入歳出決算の認定について」

山石委員長

ただいまから、町民課・吉野生支所所管の付託案件の審査を始めます。 議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第3号)」町 民課所管分の審査を行います。

担当課長に説明を求めます。

芝 課 長

議案第38号 令和5年度松野町一般会計補正予算(第3号)のうち、町民課の所管する、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料の住民税システム改造委託料についてご説明いたします。補正予算書の10ページをご覧ください。

この補正予算は、制度改正に伴い、給与所得に係る納税義務者用の特別徴収税額通知について、令和6年度課税分から、「個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者」が申出をした場合は、電子で通知しなければならないこととされ、各市町においては電子化に向けて基幹税務システムの改修を進めることとなり、住民税システムの改造を行おうとするものです。

なお、この財源は、特定財源ではございませんが、普通交付税の算定 措置が行われておりますことを合わせてご説明いたします。

続いて、12ページをご覧下さい。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の出産世帯応援 事業補助金についてご説明いたします。

この事業は、県が新設した「えひめ人口減少対策総合交付金」の事業メニューの内、「若年出産世帯応援事業」を町独自の施策として拡充し実施する事業で、県の補助事業の概要は、経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援することを目的に、出産時に夫婦とも29歳以下であった出産後1年以内の世帯を対象に補助限度額新生児1人当たり20万円を上限に助成するもので、対象経費として育児用品購入費や第1子分の紙おむつ、洗濯乾燥機や冷蔵庫、食器洗い乾燥機等の時短・省エネ家電購入費が対象となっておりますが、地域性や昨今の現状を調査・検討した結果、「出産時に夫婦とも29歳以下」という年齢制限を撤廃し、町単

独事業で実施している出産祝金を考慮して補助限度額を20万円から 10万円に変更、対象経費の内、町単独事業で現在実施している第1子 分紙おむつの項目を削除した事業を立案いたしました。

事業費としては、令和5年4月1日以降、年度内の新生児数は転入等見込を含め15名を予定し、上限額10万円を対象新生児数15名で掛けた150万円を計上しております。

8ページをご覧ください。

財源については、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉総務費補助金に、15名の内、5名については出産時に夫婦とも29歳以下で県補助事業の対象者として1人あたり10万円の1/2の県補助金5万円に5名分を掛けた、25万円をえひめ人口減少対策総合交付金として受入れ、残りの町負担25万円と補助対象外の10万円に10名分を掛けた100万円を合わせた125万円を一般財源で賄う計画であります。

追加の資料をご覧ください。

この表は、出産世帯応援事業補助金を補助対象者のケース別に積み上げたものとなります。

最初に、No.1のケースについて説明いたします。

このケースは、出産時に夫28歳、妻29歳で、ともに29歳以下であり、県補助事業の若年出産世帯応援事業の該当となるため、上限10万円を交付し、2分の1にあたる5万円を県補助金として受け入れることができ、残額5万円を一般財源で賄うこととなります。

次に、No.6のケースについて説明いたします。

このケースは、出産時に夫40歳、妻35歳で、ともに30歳以上のため、県補助事業の該当とはなりませんが、出産時の年齢制限を撤廃した町独自の制度により同様の補助対象となり、その財源は一般財源で賄うこととなります。

この2パターンのケースの積み上げにより、今回の補正予算を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し 上げます。

山石委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

(質疑 ~ なし)

山石委員長

それでは、採決に移ります。

ただいま審査しております、議案第38号について、原案のとおり御 承認いただけますか。

(異議なしの声)

山 石 委 員 長 賛成全員です。

したがって、議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算 第 3号| 町民課所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

続いて、認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定 について」、町民課・吉野生支所所管分の審査を行います。

担当課長に説明を求めます。

芝 課 長

認定第1号、令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定につい て、町民課所管分についてご説明いたします。

決算書28ページをご覧下さい。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の決算額は、前年対比9, 552,195円増額の23,174,564円で、税務係職員2名の 人件費と、固定資産税を正確に賦課するためのシステムの保守やデータ 修正の委託料をそれぞれ支出しております。

前年度決算額との差異の主なものは、5年毎に更新する数値情報化シ ステム航空写真更新委託料9,570,000円で、この財源は鬼北町 と共同で実施する協定を結び、自治体面積により按分を行うこととして おり、松野町100分の29、鬼北町100分の71をそれぞれ費用負 担し実施いたしました。鬼北町分の負担分については、20款諸収入、 4項雑入、1目雑入、20節数値情報化システム航空写真更新事業費負

担金6, 794, 700円を受入れております。

引き続き2目賦課徴収費の決算額は、前年対比6,375,129円増額の15,524,089円で、賦課徴収に係る消耗品費や納税通知書を送付するための封筒の印刷製本費、各賦課業務システムの保守及び改造委託料、システム使用料の他、愛媛地方税滞納整理機構に対する負担金や地方税電子化協議会に対する会費、軽自動車税関連の負担金や交付金のほか、修正申告等による過年度分の還付金を支出しております。前年度決算額の差異の主なものは、需用費の約760,000円減額と、委託料の共通納税システム改造委託料6,039,550円、不動産鑑定委託料4,046,449円の増額によるものです。

成果表39ページをご覧下さい。

ここでは、歳入に係る1款・町税の収入状況について記載しております。令和4年度の普通税総額の調定額は298,362,385円に対し、収入額は290,547,604円で、徴収率は前年対比0.07%減の97.35%となりました。現年分の町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税を合わせた徴収率は、前年対比0.16%減の99.10%、滞納分は前年対比9.9%減の19.72%となっております。詳細についてはお目通し願います。

決算書29ページをご覧下さい。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の決算額は、前年対比23,969,513円増額の40,953,141円で、住民窓口係職員1名の人件費、住民窓口業務に係る消耗品等の需用費、令和4年度以降補助対象となるマイナンバーカードの送付に係る郵送料、戸籍総合システム・住民基本台帳システムの各改造委託料と使用料のほか、令和4年度に実施したマイナンバーカード普及促進地域振興券発行支援事業費補助金を支出しております。前年度決算額の差異の主なものは、マイナンバーカードの郵送に係る通信運搬費1,050,000円、戸籍総合システム改造委託料11,103,900円、マイナンバーカード普及促進地域振興券発行支援事業費補助金13,254,233円

が増額となったものです。

成果表40ページをご覧下さい。

ここでは、戸籍届出事件数、人口・世帯数の動向と内訳、窓口関係手数料の詳細を、41ページをご覧下さい。ここでは、部落別の人口の動向、外国人住民国籍別人員数、委託料や使用料、負担金の内容、マイナンバーカード普及促進地域振興券発行支援事業等について記載をしておりますのでお目通し願います。

決算書32ページをご覧下さい。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の決算額は、前年対比24,114,680円減額の161,182,081円で、一般職2名の人件費と令和3年度から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の繰越明許分と令和4年度分の給付に係る通信運搬費、口座振込手数料等の役務費、システム構築委託料のほか給付金を、また、国民健康保険特別会計に63,015,636円の繰出金を支出しております。前年度決算額との差異の主なものは、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金25,800,000円が減額されたもので、令和4年度に実施した住民税非課税世帯給付金10万円及び価格高騰緊急支援給付金5万円の実績は、総支給額54,400,000円、支給世帯979世帯となっております。

成果表45ページをご覧下さい。

ここでは、民生児童委員活動の状況と各種福祉団体の育成、給付金業 務の内容について記載をしております。

決算書33ページをご覧下さい。

2 目国民年金事務費の決算額は、前年対比 7 7, 6 5 6 円減額の 4, 9 6 9, 1 6 7 円で、一般職 1 名の人件費を支出しております。

成果表46ページをご覧下さい。

ここでは、国民年金被保険者数の推移と国民年金事務に係る交付金について記載しております。

決算書34ページをご覧下さい。

5目人権同和対策費の決算額は、前年対比718,023円増額の10,384,922円で、人権福祉係1名の人件費と、18節負担金補助及び交付金では、犯罪被害者支援負担金、県企業連合会市町分担金、県人権協会会費のほか、県人権対策協議会松野支部、県企業連合会松野支部及び宇和島地区保護司会、県人権擁護委員協議会等各団体に対し補助金を支出しております。前年度決算額との差異の主なものは、新型コロナ感染症により活動の自粛を余儀なくされていた県人権対策協議会松野支部等団体が適切な感染対策を実施しながら事業を実施したことにより補助金を531,000円増額したものであります。

成果表50ページをご覧下さい。

ここでは、県人権対策協議会松野支部及び県企業連合会松野支部への 補助金の交付状況、活動状況について記載しております。

決算書35ページをご覧下さい。

6目隣保館費の決算額は、前年対比1,350,785円増額の15,241,793円で、松野町隣保館と森の国ふれあいセンター両館の館長2名及び主事2名の人件費、ふれあいセンターで事業を実施している放課後児童クラブ職員の人件費と施設管理費、隣保館の学級活動に関する経費、放課後児童クラブの運営に関する経費をそれぞれ支出しております。前年度決算額との差異の主なものは、学級活動が再開したことによる講師謝礼の増額や隣保館のエアコンの更新、ふれあいセンターの屋根修繕等によるものです。

成果表51ページをご覧下さい。

ここでは、隣保館職員と事業の状況、研修の実績、広報活動、放課後 児童クラブの他、職業相談、備品の購入状況について記載しております。 決算書36ページをご覧下さい。

8目後期高齢者医療保険事業費の決算額は、前年度対比423,49 7円増額の87,130,025円で、後期高齢者健康診査委託料、後期高齢者広域連合療養給付費負担金、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金をそれぞれ支出しております。令和4年度は、療養給付費負担金 は減額となったものの、繰出金が増額となり、その差額が前年度決算額 の差異となっております。

成果表53ページをご覧下さい。

ここでは、後期高齢者医療給付状況、高額医療費償還分の内容、広域連合療養給付費負担金、高齢者はり・きゅう施術補助金の支給状況他について記載しております。

決算書36ページをご覧下さい。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の決算額は、前年対比45,2 20,133円減額の53,152,188円で、児童福祉係1名の人件費と、令和4年度事業の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の実施に係る経費や乳幼児医療費審査支払手数料他を支出しております。18節負担金補助及び交付金では、子どもの愛顔応援県民会議負担金、乳幼児用紙おむつ券交付事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金をそれぞれ対象者に給付し、19節扶助費では、中学生世代の15歳までの医療費と、児童手当給付金を、22節・償還金利子及び割引料では、補助事業の精算に係る事業費及び事務費の返還金をそれぞれ支出しております。前年度決算額との差異の主なものは、令和3年度に実施した児童手当システム改造委託料と子育て世帯への臨時特別給付金が減額の要因となっております。

成果表54ページをご覧下さい。

ここでは、児童手当、子ども医療費の給付状況、乳幼児用紙おむつ券 交付事業、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業、子育て世帯等臨時特別支援事業の財源等詳細について記載し ております。

決算書36ページをご覧下さい。

2目母子福祉費の決算額は、前年対比415,094円増額の2,5 35,088円で、ひとり親家庭医療費診査支払手数料、母子寡婦福祉 協議会補助金、19節扶助費としてひとり親家庭医療費給付金を支出し ております。前年度決算額との差異の主なものは、扶助費の増額が要因 となっております。

成果表55ページをご覧下さい。

ここでは、ひとり親家庭医療費給付事業の財源等詳細について記載しております。

決算書37ページをご覧下さい。

3目保育所費の決算額は、前年対比146,768,076円減額の114,060,001円で、参与職の園長1名、一般職保育士9名、会計年度任用職保育士11名、一般職栄養士1名、会計年度任用調理員4名の計26名の人件費及び保育園運営に係る経費のほか、町内に居住する子どもが他市町の保育施設を利用する公立保育所広域入所負担金や広域委託児童副食給付費を支出しております。前年度決算額との差異の主なものは、令和3年度に実施した旧吉野生保育園解体工事及び虹の森松野保育園大規模改修工事によるものです。

成果表55ページをご覧下さい。

ここでは、保育所費の財源内訳や備品の購入状況について記載しております。

決算書38ページをご覧下さい。

3項生活保護費、1目扶助費及び4項災害救助費、1目災害救助費については支出がありませんでした。

続いて、吉野生支所所管分についてご説明いたします。

決算書25ページをご覧下さい。

2款総務費、1項総務管理費、8目支所費の決算額は、前年対比55 6,922円減額の142,937円で、吉野生支所の運営に係る消耗 品費、電話代、複写機使用料と支所職員が本庁へ書類等を提出する際に 発生する自動車借上料を支出しております。前年度決算額との差異の主 なものは、令和3年度に実施したトイレ修繕工事の減によるものです。

決算書59ページをご覧下さい。

10款教育費、4項社会教育費、4目吉野生交流促進センター費の決算額は、前年対比2,389,019円増額の4,473,683円で、

吉野生交流促進センターの管理・運営に係る経費を支出しております。 前年度決算額の差異の主なものは、特殊建築物外壁打診等調査委託料と 光熱水費の高騰によるものです。

成果表108ページをご覧下さい。

ここでは、吉野生交流促進センターの利用状況を記載しております。 新型コロナウイルス感染症の影響で利用頻度は減少しておりますが、地域の皆様には適切な感染対策を行っていただきながらご利用いただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願い 申し上げます。

山石委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

赤松委員

1点お聞きしたいと思います。

町税等のコンビニ収納導入事業の件でございますが、4年度から収納機会の多様化を行うため、住民サービスの向上、ほかの目的で町税や介護保険料、住宅使用料のコンビニ収納を導入されておりますが、導入実績はどのようになっておるのか、分かる範囲、教えていただいたらと思います。

芝 課 長

コンビニ収納については、4年度4月から始まりまして実績数字の詳細をまだつかんでおりません。状況としましては、コンビニ店舗、その他、スマホアプリ等の利用もありますので、今後、検討を重ねて事業のほうを進めていきたいと思っております。

赤松委員

詳細な数字はつかまれてないようでございますが、ある程度の実績い うか、利用はされておるということをお聞きされておるのでしょうか。

浦 田 補 佐

固定資産の関係については、4月の当初賦課のところで、4月末が徴収の期限になっております。県外の利用の方がかなりコンビニの収納利用していただいておりまして、今回全納ですね、1期から4期全て納めていただく方もかなり増えております。

例年に比べまして、4月の納付の徴収はかなりコンビニは増えており

ます。数字的なものはつかんでおりませんが、昨年に比べてかなり、コンビニの収納が、収納率のアップにつながっているんじゃないかと思っております。

山石委員長

それでは、採決に移ります。

ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおり御承 認いただけますか。

(異議なしの声)

山石委員長

賛成全員です。

したがって、認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の 認定について」、町民課・吉野生支所所管分は、原案のとおり認定すべ きものと決定いたしました。

続いて、認定第2号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について」の審査を行います。

担当課長に説明を求めます。

芝 課 長

認定第2号、令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定についてご説明いたします。

決算書2ページをご覧ください。

令和4年度の歳入総額は、前年対比42,271,753円減の51 7,343,746円。

決算書4ページをご覧ください。

歳出総額は、前年対比57,484,695円減の478,571, 264円、歳入支出差引残額は38,772,482円となりました。

また、前年度繰越金を差引き、基金積立金を加えたその年における実施的な収支は27,031,472円となります。

以降、順次決算書によりご説明いたします。

決算書5ページをご覧ください。

1款の国保加入者に掛かる国民健康保険税は66,760,993円で、前年対比11,043円の増、2款の使用料及び手数料は、35,400円で保険税に係る督促手数料の収入となりました。

3款の国庫支出金につきましては、災害臨時特例補助金を予算計上しておりましたが、該当する事項はありませんでした。

決算書6ページをご覧ください。

4款の県支出金は、361,248,626円、前年対比36,52 8,180円の減となります。

平成30年度の国保制度の改革により、市町が支出した保険給付の費用は、県支出金の中の普通交付金として、県から全額交付されるため、町の保険給付費が減少したことで、県支出金も減額となっております。

5款の財産収入では、定期預金として保有している国民健康保険財政 調整基金の預金利子38,530円を受入れております。

6款寄附金は該当がありませんでした。

7款の繰入金は、63,015,636円で、前年対比1,412, 587円の増額となります。

繰入金は、職員給与や事務費及び、法律に基づき保険税を軽減した分などを一般会計より繰り入れるもので、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、未就学児に係る保険税の均等割分について軽減が実施されたことから、新に一般会計からの繰入分として、増額となっております。

決算書7ページをご覧ください。

8款繰越金は、前年度の歳入歳出差引残額23,559,540円を 前年度繰越金として受け入れております。

9款の諸収入は、2,685,021円で、前年対比2,028,3 26円の増となります。これは県支出金に係る普通交付金返還金が主な 増加の要因となります。

普通交付金は概算で交付されており、次年度に確定した額で精算する ため、令和3年度の概算額が大きかったことから返納金も増額となって います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

決算書8ページをご覧ください。

1款の国保事業を運営するための事務費である総務費は、20,38 0,408円で前年対比1,782,693円の増となります。増額の 主な要因は、制度改正に伴う国保システムの改修委託料の増によるもの です。

決算書9ページをご覧ください。

2款の保険給付費は、345,275,555円で前年対比36,9 22,772円の減になります。令和4年度においては、被保険者数の 減少や新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えに伴い 医療費が減少したことで保険給付費についても減少となっております。

決算書10ページをご覧ください。

3款の県が算出する国保事業費納付金は、90,582,453円で、 前年対比20,280,590円の減となります。

決算書11ページをご覧ください。

4款の共同事業拠出金は、退職者医療共同事業に係る拠出金を、5款の財政安定化基金拠出金は、該当がありませんでした。

6款の保健事業費は、前年対比34,496円減額の6,312,3 51円で、医療費抑制に係る特定健康診査等の事業運営費や医療費通 知、はり・きゅう施術補助金を支出しております。

決算書12ページをご覧ください。

7款の基金積立金は11,818,530円で、前年度繰越金の約2 分の1程度を積み立てております。

8款の諸支出金は4,201,960円で、前年対比2,514,2 56円の増なります。中央診療所繰出金と前年度の普通交付金の返還額 が増加したことによる増額となっております。

成果表117ページをご覧ください。

ここでは、一般被保険者数から医療給付の状況、次のページには退職 被保険者の状況、保険給付の前年度比較と財源状況を、次のページから は、保健福祉課が中心となって進めている特定健康診査等事業の状況 を、121ページには保険税の収納状況をそれぞれ記載しておりますの でお目通し願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願い申し上げます。

山石委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

(質疑 ~ なし)

山石委員長

それでは、採決に移ります。

ただいま審査しております、認定第2号について、原案のとおり御承 認いただけますか。

(異議なしの声)

山石委員長

賛成全員です。

したがって、認定第2号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定い たしました。

続いて、認定第5号「令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。

担当課長に説明を求めます。

芝 課 長

認定第5号、令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳 入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書39ページをご覧下さい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入決算額は、1款・県支出金、 1項・県補助金、1目・県補助金では、償還推進に係る県補助金169, 000円、5款諸収入、2項貸付金元利収入、2目滞納繰越分2,14 4,000円で、歳入合計2,313,000円となりました。

決算書40ページをご覧ください。

歳出決算額は、償還事務に係る旅費、消耗品及び償還システムデータ 移行委託料による、事務費393,800円、4款、1項、1目繰上充用 金、21節補償補填及び賠償金39,760,843円で、歳出合計4 0,154,643円となり、その結果、翌年度繰上充用金は、37,8 41,643円となりました。

この不足額の繰上充用処理については、令和5年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を令和5年5月31日付けで専決処分をしたので、先の6月議会において承認をいただいたところであります。その際に、滞納状況等について報告をしたところでありますが、再度、状況を報告いたします。

成果表124ページをご覧ください。

ここでは、元金の償還状況、調定収入状況を記載しております。

貸付件数257件、850,800,000万円中、完納者は88. 3%の227件、787,828,970円が償還済となっており、滞納繰越については、30件、75,128,833円となっております。 以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜り、認定頂くようお願

山石委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

い申し上げます。

森 岡 委 員

未収入の金額、これ徴収金額、少しでも徴収出来とるんやろか。その 辺、何件あるのか、幾らぐらい徴収出来たのか、その辺、教えていただ いたら思います。

矢 野 補 佐

ただいまの質問でございますが、令和4年度につきましては、今ほど 課長のほうが報告したとおり、214万円の収入がございまして、今現 在定期的に、金融機関から引き落としの方が約10名、なかなか連絡が つかない方もおられまして、そこにつきましては、年に2回の上半期と 下半期に催告書を送らしていただいて、滞納相談、計画支払い相談に努 めておるところでございます。

森岡委員

分かりました。ここで件数がまだ30件ぐらいじゃなかったですかね、滞納になってる。その中で年に2回の徴収のいわゆる徴収依頼を送付してるということやったと思うんですが、もう少し送付したらどうですか。

矢 野 補 佐

失礼しました、回答の仕方が分かりづらかったようで、毎月引き落と

しはさせていただいております。それでも、滞納というか、もう引き落としが全然なかったり、個別に連絡させていただいても反応がない方に関しては、引き落としや相談と別に、年2回催告書、今まで、これだけ滞納が残っておりますよっていう連絡を文書でさしていただいとるということで、年に2回というのはあくまでも催告書のことでございまして、引き落としは毎月させていただいております。

森岡委員

それは理解してます。連絡が取れない人でも、年に2回請求されてるんでしょ。だから、これじゃもうちょっともう少し、請求を、年に2回じゃなくって4回ほどとか、しないといけないんやないかなと、そこまでやってそこの借主と連絡が取れないとか、その辺に関してはもう少し取る術いうのを、ちょっとどういうんですか。考えを持って、やっていかないと、この金額はなかなか減らないんやないかなと思いますが、いかがですか。

矢 野 補 佐

森岡委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、町民課の納税の担当もございまして、そこと情報を共有しながら、連絡がつかないが、ほかの用事でこられたときなんかは、私のほうにも連絡いただきまして、ちょっと御相談をいうことで、相談させていただくこともございます。 具体的にはそういったことも今さしていただいております。

森岡委員

さしていただいておりますじゃなくって、今からどうするのと。だから今からもう少しその方と連絡をとって、密に交渉をお願いをしていく。そういうことを回数をこなさんと、徴収は難しいんやないかなって言いよるんですが。

矢 野 補 佐

そういったことは、年に1回の県内の住宅新築資金等の滞納がある担当者の会議で、講習研修を受けながらですね、法的な根拠を示しながら、回収して参ろうかなと思っております。

森 岡 委 員

これ、この話はもう10何年も僕はずっと聞いとるんですが、なかなかやはりその方も生活がありますんで、強制的に振り込んでください、どうのこうのというは、なかなか向こうの最低限生活するだけは要りますんで、国民の義務ですからそこは、その辺よく考えて、自分が足を運

ぶなり、連絡を取るなり、ただ封書を送りつけただけじゃない。もう少し、相手の方の気持ち、今の生活状態も鑑みながら、徴収に当たっていただきたいと思っております。

山石委員長

それでは、採決に移ります。

ただいま審査しております、認定第5号について、原案のとおり御承 認いただけますか。

(異議なしの声)

山石委員長

賛成全員です。

したがって、認定第5号「令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第7号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険 事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。

担当課長に説明を求めます。

芝 課 長

認定第7号、令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳 入歳出決算の認定についてご説明いたします。

後期高齢者医療保険事業特別会計の決算書61ページをご覧ください。

歳入総額は、前年対比2,725,010円増の69,854,02 0円。

62ページをご覧ください。

歳出総額は、前年対比2,697,586円増の68,217,56 5円、差引残額は、前年対比27,424円増の1,636,455円で あります。この会計は、成果表によりご説明いたします。

成果説明書、130ページをご覧ください。

1の後期高齢者医療被保険者数の状況は、令和4年度末現在、949 人で、昨年度対比12名の増であります。

歳入1款の後期高齢者医療保険料にあたる、2の保険料の調定収納の 状況は、特別徴収分、普通徴収分、合わせて37,916,129円の調 定額に対し、37,746,670円の収納額で、収納率は99.31%、 前年度対比0.35ポイントの減であります。

次に、歳出2款の後期高齢者医療広域連合納付金にあたる、3の負担金等の支出状況及び財源内訳でありますが、令和4年度の実績額は、前年対比2,455,600円の増の65,094,797円で、その財源は、後期高齢者医療保険料、事務費及び基盤安定分一般会計繰入金の27,393,657円であります。

また、歳出3款保健事業費に対し、歳入5款諸収入、2項受託事業収入にあたる、4の健康診査受診状況についてはお目通しを願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜わり、認定頂くようお 願い申し上げます。

山石委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

(質疑 ~ なし)

山石委員長

それでは、採決に移ります。

ただいま審査しております、認定第7号について、原案のとおり御承 認いただけますか。

(異議なしの声)

山石委員長

賛成全員です。

したがって、認定第7号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月16日

松野町議会総務常任委員会委員長 山石 恭助